

投資信託積立取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券又は受益権（以下、「投資信託」といいます。）の定時定額買付取引（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(対象投資信託の選定)

第2条 本サービスにおいて、お客様が買付けできる投資信託は、当社が選定する投資信託（以下「対象投資信託」といいます。）とします。

(取引の申込)

第3条 お客様は、本サービスの内容を十分に理解のうえ、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとします。なお、お客様が本サービスを利用するには、あらかじめ当社に総合証券口座を開設されている必要があります。

2 当社は、本サービスの利用において、取引残高報告書、契約締結前交付書面（目論見書及び目論見書補完書面）等を電子又は郵送による方法にて交付するものとします。

(対象投資信託の指定)

第4条 お客様は、対象投資信託の中から、本サービスにおいて買付を行う銘柄を指定し、当社所定の方法により取引を申込むものとします。（以下、お客様の指定された投資信託を「指定投資信託」といいます。）

2 お客様は、前項にあたり、事前に当社が交付する当該指定投資信託の契約締結前交付書面（目論見書及び目論見書補完書面等）を確認し、その内容についてご理解いただくこととします。

(買付日の設定)

第5条 お客様は、毎月一定の日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で、指定投資信託の買付を行うよう申し込むものとします。

2 お客様は、当社の定める範囲内で特定月に買付する金額を増額するよう申し込むことができます。

(金銭の払込)

第6条 お客様は、本サービスに係る指定投資信託の買付に必要な金銭を以下のいずれかの方法で払い込むものとします。

- ①総合証券口座のお預り金から払い込む方法。
- ②予めお客様にご指定いただいた金融機関の預貯金口座から自動引落により払い込む方法。
- ③カード会社が発行するクレジットカードを利用した集金代行による決済サービスを利用する方法

(指定投資信託の買付)

第7条 当社は、お客様が申し込まれた内容に従い、指定投資信託の買付を行うこととします。

2 買付日が営業日でない場合または委託会社により指定投資信託の申込不可日に定められている場合は、原則として翌営業日に買付を行うこととします。

(果実の取扱い及び返還について)

第8条 対象投資信託の果実の取扱い及び返還については、各対象投資信託の目論見書及び取引約款等に従うものとします。

(取引及び残高の通知)

第9条 当社は、本サービスによる取引明細及び残高明細の通知を取引残高報告書等により行います。

(設定内容の変更)

第 10 条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申し込み内容の変更を行うことができます。

(買付の停止)

第 11 条 当社は、第 7 条に係わらず、次の各号に該当した場合は本サービスでの買付は行わないこととします。

- ①総合証券口座の預り金が不足していた、又は予めお客様にご指定いただいた金融機関の預貯金口座の残高が不足していた等により、買付の際に、第 6 条に定める金銭の払い込みがない場合
 - ②お客様が買付の申し込みを取り消した場合
 - ③非課税口座（NISA 口座）での買付において、予めお客様にご指定いただいた定額の買付金額が非課税買付可能額を超過している場合
- 2 前項に基づき、原則、3 回連続して買付が行われなかった場合、当社は、以降の定時買付を停止するものとします。但し、第 6 条②又は③の方法を利用し 3 回連続、且つ、前項③により 3 回目の買付が行われなかった場合においては、4 回目の買付が行われることがあります。この場合においては、5 回目以降の定時買付を停止するものとします。
- 3 当社は、お客様から届出事項若しくはその変更についてお届出がない場合には、以後の買付及び新たな指定投資信託の買付を停止するなど、当社の判断でお客様のお取引の全部又は一部を制限させていただく場合があるものとします。
- 4 指定投資信託の委託者が申込日における買付注文の受付を中止または取り消した場合、当社は、原則として、委託者が買付注文の受付を再開した日以降、速やかに委託者に買付注文の発注を行うものとします。ただし、買付注文の受付が一定期間以上中止となる場合や設定内容の変更を受付しないなど、当社が注文の発注が適当ではないと判断した場合には、買付注文を失効させていただく場合があります。この場合には、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。

(対象投資信託の除外)

第 12 条 対象投資信託が以下のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を対象投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合には、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- ①当該投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ②対象投資信託の買付口数が当社の定める口数以下となった場合
- ③その他当社が必要と認める場合

(他の規定等の準用)

第 13 条 この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

(解約)

第 14 条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ①お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ②お客様が当社の総合証券取引口座を解約された場合
- ③お客様の指定投資信託が第 12 条の規定に従い対象投資信託から除外され、他の指定投資信託の申込みがされていない場合
- ④お客様が第 15 条に定める本約款の改正に同意されない場合
- ⑤当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑥当社が本サービスを営むことが出来なくなった場合
- ⑦指定投資信託が対象投資信託から除外された場合
- ⑧指定投資信託の委託者が本サービスによる買付を停止し再開の見込みが無い場合

(本約款の変更)

第15条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。

- 2 改正の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。
- 3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。
- 4 第2項の通知又は前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以上

(2017年11月)